令和６年度までに検討・取組を進めた課題

参考資料1

各区地域自立支援協議会から報告のあった「市の施策として取り組むべき課題」について、「相談支援体制」「ケース会議」「関係機関との連携」「虐待対応」「重度障がい者への支援」の５つの課題を重点的に検討・取り組むこととし、令和６年度までに次のとおり進めてきました。

類　型	課　題	取　組
相談支援体制	・相談支援専門員一人事業所が多いため、対応件数を増やすことができず、安定した運営ができない。 ・事業所、相談員が不足していて、セルフプランへせざるを得ない場合がある。	相談支援体制の充実を図るため、既存の相談支援事業所の安定的運営、支援力強化に向けて次の取組を実施 ・複数事業所が協働で体制を確保することで地域生活支援拠点等として登録できるよう要綱を改正（R6.4～） ・相談支援体制の強化につながる専門的研修の実施 ・相談支援専門員を増やすための取組として、相談支援従事者研修について、事前に相談支援事業所に対して推薦希望を募り、大阪府へ推薦する取組を実施 ・主任相談支援専門員の配置を指定特定相談支援事業所に拡大（R5～） ・令和６年度の報酬改定の概要について、相談系サービスに係る内容を取りまとめて事業所へ周知（R6.4）
ケース会議	・当事者の同意が無いと必要な個人情報の共有ができず、ケース会議が開催できない。	・各区の地域自立支援協議会設置要綱に守秘義務の規定を追加（R6.4～） ・区担当者と基幹Cとで、個別事例の検討についてグループワークや情報交換を実施（R6.6）
関係機関との連携 （65歳移行時の課題）	・セルフプランの方が介護保険と障がい福祉サービスの併用等に対応できない	・セルフプランの方へ、更新勧奨時に計画相談支援の案内を送付し、継続的な利用促進の取組を実施（R7.4～）
	・ケアマネジャーが介護保険と障がい福祉サービスの併用等を十分に理解していない	・ケアマネジャー、相談支援専門員双方の理解を深め、連携促進･充実を図るため、集団指導や市HP（R6.12～）での周知・啓発

令和７年度に検討・取組を進める課題

「相談支援体制」「ケース会議」「関係機関との連携（65歳移行時の課題）」については一定取組が進んだことから、今後は動向を注視していくこととし、令和７年度からは、引き続き「関係機関との連携」「虐待対応」「重度障がい者への支援」について、重点的に検討・取組を進めていきます。

また、「関係機関との連携」における検討項目については、令和７年度に報告のあった課題の内容を踏まえ、「触法ケースの地域移行」を追加します。

類　型		課　題	備　考（R7No.）
関係機関との連携	18歳移行時の課題	・児童サービスを利用していた人が18歳になり成人のサービスを利用する際、これまでセルフプランを利用していた人は、18歳になるまでに成人のサービスについて十分に知る機会がなかったり、児童サービスと成人のサービスとの橋渡し役がいないことから、一貫した支援にならないことがある。	継続
	障がい児支援における連携	・教員の障がい理解や福祉サービスへの理解が不足しており、その結果、悩んでいる教員も多い。 ・教育機関と連携する際には、児童を通じて面識のある教員と個別に連携しており、組織間での連携基盤が整っていない。 ・普通学校への入学を希望しても、検討するにあたり、学校側での支援内容や支援体制等の情報が不足している。	継続 ＋ No. 1
	災害時に備えた連携	・近年、想定を超える自然災害が多発している中で、避難行動要支援者の個別避難計画の策定も各区において進めているが、防災担当と福祉担当、地域との連携が十分に取れておらず、実際の災害時に対応困難となることが予想される。 ・高齢や訪問看護の分野と連携する環境は整いつつあり、防災の意識は高まってきているが、地域との連携およびネットワークの構築はまだまだできていない。	継続 ＋ No. 2
	触法ケースの地域移行	・矯正施設等からの地域移行に際して、本人情報の提供もない中、短期間での対応が必要な場合がある。	No. 3
虐待対応		・障がい者虐待について、法における「養護者」の定義が曖昧で狭く捉えられることがあることから、法に基づく虐待の調査がなされていない事例が発生しており、区や支援機関との連携にも支障が生じている。 ・年々増加する障がい者虐待について、各区や担当者によって対応や解釈が異なり、虐待対応スキーム通りに動けていないことがある。	継続 ＋ No. 4
重度障がい者への支援		・グループホームの数は増加しているが、強度行動障がいなど支援が多く必要な障がい者の受け入れは進んでいない。 ・親亡き後ではなく、親が元気なうちに、安心して地域生活を送れるよう仕組みづくり（支援者の確保や社会資源の創出など）が必要である。	継続 ＋ No. 5

関係機関との連携（18歳移行時の課題について）

【課　題】

- これまで放課後等デイサービスなどを利用している児童について、18歳移行時には、サービス体系が大きく変化する。

- ライフステージが変化するこのタイミングにおいて、例えば、生活介護や就労継続支援、グループホームなど、<u>各種サービスをスムーズに受けることができるようにする必要がある。</u>



取組１

セルフプランの児童を対象に、通所サービス利用計画の作成等を通じて、障がい児相談支援とつながる関係を構築し、18歳移行時にも引き続き計画相談の利用を促進する。

○ 実施時期：令和７年５月から実施

○ 実施内容：本市ホームページに掲載している障がい児相談支援の制度案内チラシを、15歳以降のサービス利用者の更新手続き時に封入。
また、同チラシに、18歳になると利用できるサービスについての案内を補足し、障がい福祉サービスの周知を図る。

取組２

進学や就労、くらしに関わるライフステージの変化を踏まえ、18歳になると利用可能なサービスをわかりやすく掲載したパンフレットを作成し、対象児童や家族をはじめ、関係機関などに広く周知する。

○ 実施時期：令和７年度中（予定）

○ 実施内容：18歳以降に利用可能なサービス周知用パンフレットを作成し、本市ホームページに掲載する等、広報に活用。

障がいのあるお子さまの保護者様へ

City of Osaka 大阪市

こんなふうに悩んだことはありませんか？

うちの子はどんな
サービスが使えるのかな？
どんな事業所があるのかな？

利用しているサービスが
うちの子に合っているのか
よくわからないな…



サービスを利用するのに
計画が必要なの？誰かつ
くってくれないかな…

利用している事業所に、
直接お願いしづらいこと
がある…

障がい児相談支援事業所に

ご相談ください！！



- どんなサービスが利用できるか、知っていますか？
- 事業所選びに困った経験はありませんか？
- お子さんに必要なサービスは利用できていますか？
- 利用している事業所との連絡調整、大変じゃないですか？



✧ 障がい児相談支援とは？

児童福祉法に定められた相談支援のためのサービスです。

障がい児相談支援事業所の相談支援専門員が、お子さまやそのご家族さまが療育等のサービスを受けるにあたっての**希望**や**困りごと**などをお聞きし（**アセスメント**）、お子さまに合ったサービスや、困りごとに応じた支援を受けられるよう、サービスの利用計画（**障がい児支援利用計画**）を作成します。また、計画の作成後も、定期的にサービスの利用状況等を確認（**モニタリング**）し、必要に応じて計画の見直しを行います。

児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を利用する場合、**原則として障がい児相談支援事業所が作成する障がい児支援利用計画が必要**です。

✧ 障がい児相談支援を利用すると．．．

障がい児相談支援事業所の相談支援専門員が．．．

・お子さまの困りごとや保護者さまのニーズに応じ、必要なサービスの利用計画を作成します
・現状のサービスが合っているか、年齢や発達に応じて、定期的・客観的にサービスを検討します
・計画に基づいたサービスの提供になるよう、利用している事業所との連絡調整等を行います

お子さまや保護者さま、ご家族さまは．．．

・お子さまに合ったサービスや事業所について相談できます
・セルフプランを作る必要はありません
・障がい児相談支援の利用にあたり、**自己負担額はありません**

✧ 利用するには？

お住まいの区保健福祉センターが窓口です。
障がい児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）の
新規申請、更新申請、変更申請の時に、
「障がい児相談支援の利用」について、あわせてお申し出ください。

お問合せ先と大阪市ホームページ

ご不明な点があればお気軽にお尋ねください。
・制度に関するお問合せ：大阪市 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（06-6208-8076）
・利用の手続きに関するお問合せやご相談：お住まいの区保健福祉センター

制度の詳細や各区保健福祉センターの連絡先については、以下の大阪市ホームページでご確認ください。

● **大阪市 HP：障がいや疾患等のあるお子さまのための支援について**
障がいや疾病等があるお子さまが利用できる各サービスの内容と、申請から利用までのおおまかな流れを掲載しています。
https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000184730.html

● **大阪市 HP：障がい福祉サービス等の利用について**
18 歳になると利用できるサービスが広がります。障がい福祉サービスには、重度の障がいがあり、常に介護を要する方が居宅で支援を受けることができる「重度訪問介護」や日中活動の「生活介護」、居住の支援では「共同生活援助（グループホーム）」や就労の機会を提供する「就労継続支援」などのほか、「計画相談支援」「移動支援」「大学修学支援」「重度障がい者等就業支援」など様々なサービスがあります。各サービスの内容や対象となる方、申請から利用までのおおまかな流れを掲載しています。
https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000613049.html

● **大阪市 HP：福祉のあらまし**
障がいがある方とその家族の方々などのための制度や施設等を紹介した冊子です。
https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000147230.html

18歳になる方へ

障がい福祉サービスのご案内

障がいのある方やそのご家族に向けて、18歳以上の方が利用できる障がい福祉サービス等の一部をご紹介します。
制度の内容や申請の手続きなど、詳しいことはお住まいの区の保健福祉センターまでご相談ください。

大阪市ホームページにリンクします

★のサービスは18歳未満の児童もご利用いただけます。



通うところ（創作活動など）

生活介護

常時介護を必要とする方について、入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動または生産活動の機会の提供等の支援を受けることができます。

自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で必要な身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間、理学療法、作業療法のリハビリテーション等を受けることができます。

自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のため、一定期間、入浴、排せつ及び食事等に関する訓練等を受けることができます。

地域活動支援センター事業（★生活支援型、★活動支援A型、活動支援B型）

障がいのある方が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供等、自立した日常生活や社会生活を営むための支援を受けることができます。

地域活動支援センターには生活支援型、活動支援A型、活動支援B型があります。
各センターの連絡先等、詳しくは大阪市ホームページをご参照ください。

生活支援型

活動支援A型
活動支援B型

学校に通う



大学修学支援

大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校の修学における外出の支援を要する方について、大学等が修学にかかる支援体制を構築できるまでの間において、移動支援サービスの提供を受けることができます。（重度訪問介護を利用している、または重度訪問介護の利用の対象となる方がご利用いただけます。）

働く



就労選択支援

障がいのある方が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、短期間の生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択に向けた支援を受けることができます。

就労移行支援

一般企業等での就労を希望する方等が、就労に必要な知識や能力の向上のために、一定期間、事業所内や企業での作業や実習等の必要な訓練等を受けることができます。

就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な方等について、雇用契約に基づく働く場の提供を通じて、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を受けることができます。

就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な方等であって、雇用契約に基づく就労が困難である方について、就労や生産活動の機会の提供を通じて、一般就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を受けることができます。

就労定着支援

就労移行支援等の障がい福祉サービスを利用して一般就労へ移行した方について、就労継続を図るために必要な連絡調整や助言等の必要な支援を受けることができます。

重度障がい者等就業支援事業

働く意思と能力がありながら働くことのできない方について、雇用施策と福祉施策の連携により、重度障がい者等の日常生活に係る支援を就業中にも受けることができます。（民間企業に雇用されている、又は、自営業者等であって、重度訪問介護、同行援護、行動援護を利用している方がご利用いただけます。）

ご家族等への支援



★短期入所（ショートステイ）

障がいのある方を自宅で介護している方が、疾病その他の理由により一時的に介護できない場合に、原則として月7日以内、指定短期入所事業所で短期間の入所サービスを利用できます。

★日中一時支援事業

障がいのある方の家族への就労支援および障がいのある方を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、障がいのある方の日中における活動の場の提供を受けることができます。

地域で暮らす



共同生活援助(グループホーム)

地域で共同生活をする障がいのある方について、必要な家事等の日常生活上の支援や、食事・入浴・排泄等の介護、相談支援等の援助を受けることができます。ご家族と同居されている方がグループホームへの入居を希望される場合等には、体験利用を行うことが可能です。

一人暮らし体験支援事業

障がいのある方が親元などからの自立を希望する場合に、宿泊を伴う一人暮らしの体験をすることができます。障がい者基幹相談支援センターが一緒に体験の計画を作り、体験中は必要な介助や付添いによる見守り等の支援を受けることができます。
(問い合わせ先:各区障がい者基幹相談支援センター)

家にいるとき



★居宅介護(ホームヘルプ)
身体介護、家事援助、通院等介助、通院等乗降介助

ご自宅での入浴・排泄・食事等の介護や、調理・洗濯・掃除等の家事援助、通院の介助、生活等に関する相談や助言等の支援を受けることができます。

重度訪問介護(外出を含む)

重度の肢体不自由者または重度の知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で常時介護が必要な方を対象とした、ご自宅での入浴、排泄、食事の介護等および外出時の介護等を総合的に利用できます。

相談する



計画相談支援

本人の希望や心身の状況、環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案の作成等の支援を受けることができます。また、一定期間ごとにモニタリングを受けることで、サービス等利用計画が適切であるかを検証し、必要に応じて、サービス等利用計画の見直しや変更等の支援を受けることができます。

地域定着支援

居宅において単身で生活する方等について、常時の連絡体制を確保することで、緊急の事態が起きた際などに相談その他の必要な支援を受けることができます。

出かける



★同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方について、外出時の同行や、移動に必要な情報の提供等の支援を受けることができます。

★行動援護

知的・精神障がいにより、行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする方について、居宅内や外出時の介護など、行動する際に生じる危険を回避するための介護を受けることができます。

★移動支援

外出の支援が必要と認められる方(重度訪問介護、同行援護、重度障がい者等包括支援の受給者は除く)について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に、移動に関する支援を受けることができます。



ひとりで決めることがしんどいな人へ

その人らしい暮らしをいっしょにつくる

成年後見制度

せいねんこうけんせいど





成年後見制度は、知的障がいや精神障がいなどによってひとりで決めることに不安や心配のある人が いろいろな契約や手続きをするときに お手伝いする制度です。
例えば「お金の管理がうまくできない」「福祉サービスの手続きや契約がむずかしくてわからない」などといったときには、「成年後見人」などが あなたの気持ちを確かめながらお金の使い方やいろいろな契約・手続きを助けてくれます。
制度に関することは、各区障がい者基幹相談支援センターへご相談ください。

各区障がい者基幹相談支援センターのほか、大阪市成年後見支援センターでも相談することができます。詳しくは大阪市ホームページをご参照ください。

● お問い合わせ先 各区保健福祉センター ●

区	電話番号	区	電話番号	区	電話番号	区	電話番号
北	6313-9857	港	6576-9857	東淀川	4809-9845	阿倍野	6622-9857
都島	6882-9857	大正	4394-9857	東成	6977-9857	住之江	6682-9857
福島	6464-9857	天王寺	6774-9857	生野	6715-9857	住吉	6694-9857
此花	6466-9857	浪速	6647-9897	旭	6957-9857	東住吉	4399-9857
中央	6267-9857	西淀川	6478-9954	城東	6930-9857	平野	4302-9857
西	6532-9857	淀川	6308-9857	鶴見	6915-9857	西成	6659-9857

関係機関との連携

障がい児支援における連携

障がいのあるこどもが地域で学びやすい環境を整備するため、福祉と教育が相互に理解を深め、連携の促進を図る

教育関係者が福祉施策の理解を深める

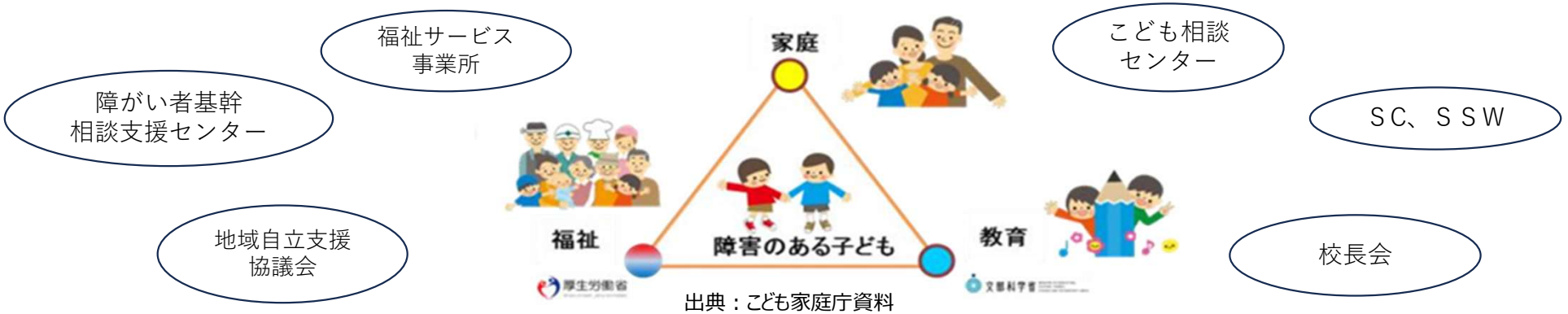
- 障がい福祉サービスについて知ってもらう

 学校園において校内研修や自主研修に活用する資料に、「保育所等訪問支援」等の各サービスに関する説明を加え、実施目的や利用の流れなどについて理解促進を図る

福祉関係者が教育現場の理解を深める

- 良質な支援につなげる

 「保育所等訪問支援」等の事業所にも、学校園を訪問する際に、相互理解のもと連携を深め、スムーズかつ良質な支援につながるような好事例の共有や方策について、今後検討する



出典：こども家庭庁資料

関係機関との連携

災害時に備えた連携

● BCPの取組と個別避難計画作成にかかる取組との連携

・福祉サービス事業所におけるBCP（業務継続計画）の取組と、各区における個別避難計画作成の取組との連携強化に向け、啓発チラシ（別紙）を作成

・個別避難計画策定推進チーム会議の取組として実施し、令和７年11月に市内の対象事業者へ配布（約8,000事業所）

「個別避難計画策定推進チーム会議」
・各区における個別避難計画作成の推進に向けて、各区の取組状況の共有や支援ツールの提供などを行う会議
・令和3年度より区長会に設置され、区役所*・危機管理室・福祉局が参画　　*令和7年度は、浪速区・住吉区・西淀川区・城東区

【対象事業者】

障がい：訪問系事業所（居宅介護・重度訪問介護など）、相談支援事業所*　*障がい者基幹相談支援センター含む

高　齢：訪問系事業所（訪問介護・訪問看護など）、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）

● 障がい者基幹相談支援センター間での情報共有

令和8年2月のセンター連絡会において、大規模災害への備えについて、「事業所との連携」、「行政との連携」、「地域との連携」の視点から各区における現状や取組について情報共有を行った

障がい福祉サービス
事業所等のみなさんへ

災害が起きたとき
使えるBCP（業務継続計画）の策定に向けて

B Business　**C** Continuity　**P** Plan

感染症のまん延や自然災害など、不測の事態が発生しても、利用者に必要な福祉サービスを中断させない、
または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画です。



障がい福祉サービス事業所等におけるBCP

災害発生時には、建物設備の損壊や、社会インフラの停止、
被災による人手不足などにより、利用者へのサービス提供が
困難になる恐れがあります。
一方、利用者の多くは、日常生活・健康管理、さらには生命維持の大部分において障がい福祉サービス等を必要としており、これらのサービス提供が困難になれば、生活・健康・生命の支障に直結します。
そのため、障がい福祉サービス等の維持、継続は非常に重要であり、事業所等においては、災害等の発生に備えて、あらかじめ準備しておくことが求められています。

災害時に求められる役割と平時からの備え



「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」
（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）をもとに作成

利用者の安全確保



利用者の中には、障がい特性等により、いっそう深刻な人的被害が生じる危険のある人がいます

・利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく（安否確認シートを作成するとよい）
・負傷者への応急処置や医療機関等への搬送方法等について検討しておく

サービスの継続



障がい福祉サービスは、利用者の健康・身体・生命を守るため、必要不可欠なものです

・利用者の生命・健康を維持するために必要な業務を選定し、継続方法をまとめておく
・訪問系サービス等は、避難所でのサービス提供も想定し、情報収集をしておく

職員の安全確保



業務継続にかかる長時間勤務や精神的打撃など、労働環境が過酷になることがあります

・労働環境の変化等に対応ができるよう、職員向けの備蓄や休息スペースを確保しておく
・緊急時の連絡方法を検討し、連絡ができないことも見据えた参集基準等を整理しておく

4

地域への貢献



社会福祉施設としての公共性を踏まえた取組が求められます

・平常時から、地域の避難方法や避難所情報に留意する
・地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所団体等）と良好な関係を築いておく



裏面もご覧ください

事業所のBCPをより効果的なものとするために



地域において進められている防災の取組を知りましょう

区役所における「個別避難計画」策定の取組

・避難行動要支援者名簿に登載されている人＊ の「個別避難計画」を順次策定しています
・各区のハザードの状況等を踏まえ、優先順位を決めて取り組んでいます
・対象者には同意確認を行い、同意を得られた場合に策定します
・おもに区役所や地域団体などが策定に関わりますが、地域の実情に応じて異なります
・個別避難計画には、本人の基本情報などのほか、避難所の場所、避難ルート、避難を支援する人などの情報を記載します



災害リスク等を考慮し
各区で優先順位を設定しています

＊ 避難行動要支援者名簿に登載されている人（障がい者）

・身体障がい　1級 2級
・知的障がい　A
・精神障がい　1級
・視覚障がい、聴覚障がい　3級 4級
・音声・言語機能障がい　3級
・肢体不自由（下肢・体幹）3級
・医療機器への依存度の高い難病患者



事業所等のBCPと、個別避難計画策定の取組がつながることで災害に備えた取組はいっそう充実します

障がい福祉サービス事業所等のみなさんへのお願い





利用者と防災のこと、個別避難計画のことを話してください

「どの避難場所に避難するか」「誰が避難を支援するか」 など
個別避難計画に記載される情報は
事業者のBCPにおいて
安否確認方法を検討する際などにも役立ちます



個別避難計画のことを話題にしていただくことで、利用者の防災意識も高まります♪



区役所から協力依頼があった際は、可能な範囲でご協力ください

本人のことをよく知る支援者は
とても頼りになる存在です





利用者がうまく理解できないこと
うまく伝えられないこと を支援

区役所の取組を伝達



計画策定時の同席

個別避難計画の策定等に関わることで、避難支援の情報等を得る機会になり、事業所のBCPの充実にもつながります

お問い合わせ先

このチラシに関すること　**大阪市 福祉局 障がい福祉課**　**06-6208-8071**
事業者のBCPに関すること　**大阪市 福祉局 運営指導課**　**06-6241-6527**
＊個別避難計画の作成に関することは、各区役所（おもに防災担当）にお問い合わせください

関係機関との連携

触法ケースの地域移行

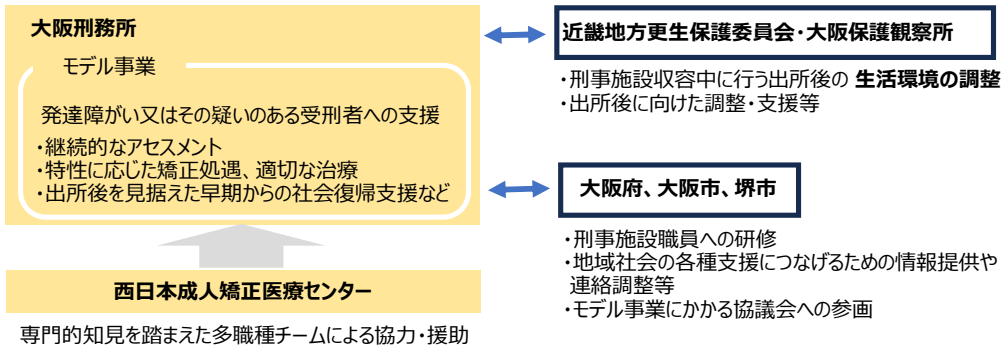
●発達上の課題を有する受刑者への支援にかかる取組

令和６年度より、大阪刑務所において「発達上の課題を有する受刑者に対する処遇・社会復帰支援モデル事業」*　を開始

(*) 発達上の課題を有する受刑者に対して、その特性に応じた 適切な処遇や医療的措置等を行い、円滑な社会復帰につなげる支援を提供することを目的とした事業

これまで行ってきた個別ケースへの支援における連携に加え、より適切な社会復帰に向けた支援の提供に向け、関係機関相互のいっそうの連携・協力を進める

【 協定に基づく連携・協力の概要 】



具体的な取組

（令和６年11月18日）
大阪刑務所におけるモデル事業に関して、大阪府、堺市とともに関係機関間の連携協定を締結

（令和７年３月18日）
実務担当者の打ち合わせ会に参加。意見交換、施設見学等を実施

（令和７年12月10日）
モデル事業にかかる協議会に参画。現状報告、意見交換、施設見学等を実施

●矯正施設等への働きかけ

（現状）

・訪問による説明や情報提供シートの連携により、本人情報の提供が行われている

・被疑者等支援業務（入口支援）においては、釈放までの短期間での調整となり、情報量が少ない場合がある

地域におけるスムーズな支援につなげるために本人に関する情報が非常に重要

具体的な取組

令和7年12月開催の大阪府特別調整・被疑者等支援業務連絡会議において、障がい者基幹相談支援センターが大阪府地域生活定着支援センターと連携して支援した事例について報告を行い、触法ケースの地域移行については、本人情報の連携及び調整期間の十分な確保が必要であることの共有を行った

虐 待 対 応

養護者による虐待への対応

虐待対応のばらつき

区や担当者レベルで動きや解釈が異なり、
対応スキーム通りに動けていないことがある

区の虐待対応への支援

マニュアル等

- 対応マニュアルの整備
- 帳票類の標準化

研修等



- 経験･役職等に応じた研修
- 実例を用いた事例検討

進捗管理



- 受理簿による進捗管理（視覚化）
- 有資格者による助言
 （局配置：保健師等）

専門相談



- 専門職による助言
 （専門職：弁護士・社会福祉士）
- 重大事案の検証

障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応

事業所等での虐待防止

事業所等での虐待事案が後を絶たない。
虐待防止への意識が低い事業所もあり、
事業所等への意識啓発が必要

事業所等への啓発

研修等



- 集団指導を活用した研修
- 虐待事案発生事業所等への大阪府虐待防止研修の優先受講

啓発等



- 実地指導を活用した、虐待防止の取組等の確認、権利擁護の周知啓発

虐待通報後の支援

虐待通報後の対応等の状況がわからず、
本人の支援をどのように進めればよいか
判断ができないことがある

区との連携

情報連携

- 通報等受理時、事実確認時、終結時などコアメンバー会議において、虐待を受けていると思われる方や被虐待者の支援が必要と判断した場合は、適宜、区の虐待担当へ情報連携
- 情報連携については、対応マニュアルにも記載し、区の虐待担当から関係部署や基幹センター等へ連携を図り、支援が途切れることのないよう、継続的な支援につなげる



重度障がい者への支援

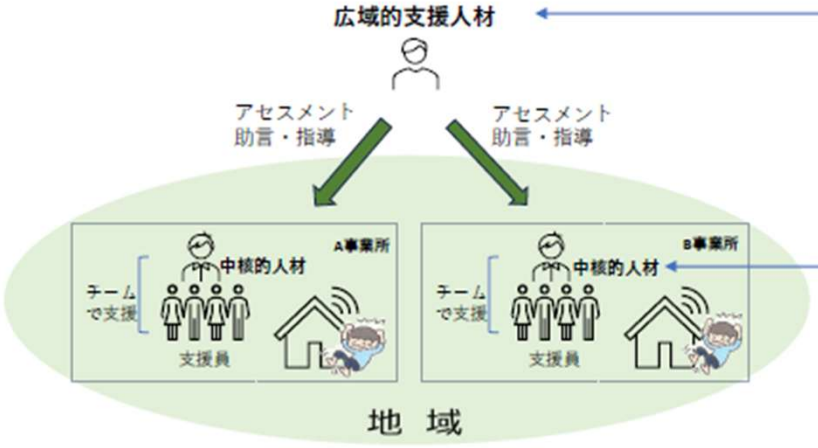
取組　（新）強度行動障がいへの対応（1/2）

● 「集中的支援体制および地域の事業者における支援ネットワークの構築」について　令和７年度～

令和６年度障がい福祉サービス等報酬改定において、状態が悪化した強度行動障がいのある児者の状態の軽減を図ることを目的とした集中的支援（*）を評価する「集中的支援加算」が新たに創設されました。本市として集中的支援が実施できる体制を構築します。

＊ 集中的支援とは

状態の悪化した強度行動障がいのある利用者を支援する事業所等に対して、高度な専門性を有する「広域的支援人材」が集中的な訪問やアセスメントを通じて、有効な支援方法の整理や環境調整を進める支援



広域的支援人材（※国通知抜粋）
強度行動障害を有する児者の状態が悪化した支援困難な状況に対してアセスメントを行い、当該児者が利用する事業所に対し、支援内容について助言等を行うなど、地域の支援体制の整備の核となる人材
＜国が示す要件＞
ア　中核的人材養成研修の講師（ディレクター・トレーナー）である者
イ　発達障害者支援体制整備事業による発達障害者支援地域支援マネジャー
ウ　その他強度行動障害を有する児者への支援に知見を有すると都道府県等が認める者

中核的人材（※国通知抜粋）
強度行動障害を有する児者の受け入れ体制の強化を図るため、事業所において強度行動障害を有する児者に対してチームで支援を行う上で、適切なマネジメントを行うなど、当該事業所における強度行動障害を有する児者への支援の中心的な役割を果たす人材
＜国が示す要件＞
国が実施する中核的人材養成研修を修了した者

本市における集中的支援の実施にむけて

- 「広域的支援人材」は＜国が示す要件＞に基づいて本市が選定
- 障がい福祉サービス事業所に対し取組を周知

3

令和6年度　第２回度計画策定・推進部会資料より抜粋

重度障がい者への支援

取組　（新）強度行動障がいへの対応（2/2）

● **「集中的支援体制および地域の事業者における支援ネットワークの構築」について**　令和７年度～

強度行動障がいのある児者への支援については、特定の事業所や支援者のみで対応するには限界があり、地域の事業者が強度行動障がいの特性や地域の支援ニーズ・支援の資源について、共通の理解や認識を持って連携して支援を行うことが必要。

本市における地域の支援ネットワークの構築にむけて

・区自立支援協議会を支援ネットワークの場として活用
・活動の中心を担う役割として中核的人材を位置づけ

中核的人材は国の養成研修を修了し、所属する事業所内においてチームで支援を行う上で適切なマネジメント行うことができる人材であり、実践した支援内容や支援のノウハウを地域へ広げていくことを期待

支援ネットワークの構成：障がい者基幹相談支援センター、相談支援事業所、地域生活支援拠点等、共同生活援助事業所、生活介護事業所　等

区自立支援協議会で行う取組（例）
集中的支援の実施状況の情報共有
強度行動障がいのある児者の支援において事業者間で連携した事例の情報共有

中核的人材所属事業所については、支援体制の充実に向けて
地域生活支援拠点等へも登録

個別事例への対応
・緊急時の相談や受入、対応
・地域移行支援や親元からの自立等にあたっての体験の機会や場の提供

支援ネットワークの構築
・地域における連携体制の構築や専門的人材の確保・育成

取組の進め方

これらの取組の中心となる広域的支援人材 と 中核的人材 について、現時点で国の示す要件を満たしている人材は少数

国が示す要件を満たし本市の事業所に在籍している人材　　広域的支援人材　２名　/　中核的人材　１名

そのため、限定的な実施となることから、一部の区においてモデル実施を検討してまいります。

4

令和6年度　第２回度計画策定・推進部会資料より抜粋

強度行動障がいへの対応にかかる事業者の対応力向上

・区地域自立支援協議会を支援ネットワークの場として活用、活動の中心を担う役割として中核的人材を位置づけ

・中核的人材所属事業所の地域生活支援拠点等への登録

・区地域自立支援協議会へ参画し、ネットワーク構築や人材の確保・育成

具体的な取組

➢ 令和７年度より指定都市にも研修受講対象が拡充されたため、集中的支援体制の構築に向けて、中核的人材確保のため、市内事業所より２名を推薦。



➢ 西区地域自立支援協議会での取組

・中核的人材養成研修修了者による強度行動障がいをテーマとした研修会を実施（参加者49名）

・受講者アンケートでは、「グループワークで他出席者と意見交換ができたことが貴重だった」「強度行動障がいについての理解を深めることができた」「他事業所との連携の重要性を感じた」といった意見があった。



・区内事業所から要望があり、年内に児童系の事業所を対象として、同様の研修を実施予定